

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第33号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年2月21日（日） 14時42分ごろ	
発生場所	山口県萩市 萩相島灯台から真方位100° 3.5海里付近 (概位 北緯34° 30.4′ 東経131° 20.7′)	
事故等調査の経過	平成22年2月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 <sup>せいゆう</sup> 星裕丸、4.7トン 291-42323山口、個人所有 B モーターボート <sup>アトム</sup> ATOMU II、5トン未満（長さ8.55m） 291-36921山口、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長B 右肩、右肘及び腰部に打撲傷）	
損傷	A 左舷側アンカー台座を欠損 B 左舷中央部に割損、操舵室前面及び左舷側窓ガラスを破損	
事故等の経過	A船は、船長A1人が乗り組み、釣り客2人を乗せて、約10ノットの対地速力で自動操舵により南東進中、船長Aが居眠りに陥り、B船は、船長Bほか2人が乗船し、山口県尾島北方沖において、船首を北西に向けて釣りをしながら錨泊中、平成22年2月21日14時42分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし	
その他の事項	船長Aは、疲れを感じていなかった。また、事故当時、いすに座って操船していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり なし なし A船は、尾島北方沖を南東進中、船長Aが、海上が平穏のうえ、周囲に航行の支障となる船舶がいなかったことから、気が緩み、居眠りに陥った可能性があると考えられる。 B船は、尾島北方沖において、船長Bが、釣りをしながら錨泊中、釣りに熱中して、周囲の見張りを行わなかったことから、接近するA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、尾島北方沖において、A船が南東進中、B船が錨泊中、船長Aが居眠りに陥って航行し、また、船長Bが見張りを行わなかったため、	

	A船に気付かず、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
--	---------------------------------------